

熊本県公報

第 1 1 2 3 2 号
平成 17 年 3 月 2 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 市町村の廃置分合に伴う菊池市の人口.....(市町村総室) 1
- 身体障害者福祉法に基づく事業者の廃止の届出.....(精神保健福祉課) 1
- 身体障害者福祉法に基づく事業者の指定.....(") 1
- 自転車歩行者専用道路の指定.....(道路総務課) 2
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の指定.....(精神保健福祉課) 2
- 道路の区域変更.....(道路総務課) 2
- "(") 3
- 保安林の指定の解除の予定.....(森林保全課) 4

公 告

- 換地処分.....(農地建設課) 4
- "(") 4
- 都市計画に基づく工事完了.....(建築課) 4
- 換地処分.....(農地建設課) 4
- "(") 4
- 平成17年度前期技能検定の実施.....(職業能力開発課) 5
- 技能実習制度に係る平成17年度技能検定の実施.....(") 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見.....(商工政策課) 8

登 載 依 頼

- 熊本県環境審議会水保全部会の会議の開催.....(熊本県環境審議会水保全部会) 8

告 示

熊本県告示第 220 号

平成 17 年 3 月 22 日から菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町を廃し、その区域をもって置くこととした菊池市の人口は、52,636 人である。
平成 17 年 3 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 221 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 20 の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。
平成 17 年 3 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 廃止年月日 | 事業所番号 | 事業の種類 |
|----------------------|------------------------------------|----------------------|----------------|---------------|
| 柿の実苑 玉名市中 1115 番地 | 有限会社 柿の実苑 玉名市中 1115 番地 坂木 直樹 | 平成 16 年 12 月 31 日 | 43000100007110 | 身体障害者 居宅介護 |

熊本県告示第 222 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 4 第 1 項の規定により次の指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。
平成 17 年 3 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 指定年月日 | 事業所番号 | 事業の種類 |
|-------------------------------------|-----------------------------------|--------------------|----------------|---------------|
| 医療法人青葉会坂木整形外科医院柿の実苑 玉名市中 1115 番地 | 医療法人 青葉会 玉名市中 1115 番地 坂木 直樹 | 平成 17 年 1 月 4 日 | 43000100189116 | 身体障害者 居宅介護 |

熊本県告示第 223 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 7 第 2 項の規定により、専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成 17 年 3 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び指定する道路の部分等

| 道路の種類 | 路線名 | 指定する道路の部分 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|-------|---------------|---|-----------------|--------------|
| 一般県道 | 湯前人吉 自転車道線 | 球磨郡多良木町大字多良木字才和田 2268 番 1 地 先から 球磨郡多良木町大字多良木字才和田球磨川左岸堤 内地先まで | 4.7 | 179.9 |
| " | " | 球磨郡多良木町大字多良木字牛島球磨川左岸堤内 地先から 球磨郡多良木町大字多良木字牛島球磨川左岸堤内 地先まで | 4.7 | 78.6 |
| " | " | 球磨郡多良木町大字多良木字牛島球磨川左岸堤内 地先から 球磨郡多良木町大字多良木字牛島球磨川左岸堤内 地先まで | 4.7 | 265.7 |
| " | " | 球磨郡多良木町大字多良木字牛島球磨川左岸堤内 地先から 球磨郡多良木町大字多良木字牛島 3690 番 2 地先 まで | 4.3 ～ 4.7 | 103.0 |

2 指定する期日 平成 17 年 3 月 2 日

熊本県告示第 224 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 3 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 指定年月日 | 事業所番号 | 事業の種類 |
|---|---|---------------------|----------------|---------------------|
| 城南学園デイサービス事業所 下益城郡城南町大字藤山 1276 番地 2 | 社会福祉法人 慶信会 下益城郡城南町大字藤山 1276 番地 2 甲斐 孝子 | 平成 17 年 2 月 22 日 | 43000200271129 | 知的障害者 デイサービ ス |

熊本県告示第 225 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 3 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|----------|------|--|----|------------------|--------------|-----|
| 一般 国道 | 265号 | 阿蘇郡高森町大字上色見字上洗川 2059番1地先から 同所 同字 2028番1地先まで | 前 | 7.0 ～ 19.0 | 200.0 | 国交安 |
| | | | 後 | 7.0 ～ 59.0 | 200.0 | |

2 区域変更する期日 平成 17 年 3 月 2 日

熊本県告示第 226 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 3 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|----------|------------|---|----|-------------------|--------------|-----|
| 一般 県道 | 河原 新波野線 | 阿蘇市波野大字波野字遊雀 1351番1地先から 同所 同字 1351番1地先まで | 前 | 14.0 ～ 15.0 | 6.0 | 災補道 |
| | | | 後 | 27.0 ～ 28.0 | 6.0 | |
| " | 高森 竹田線 | 阿蘇市波野大字中江字馬立日向 1178番1地先から 同所 同字 1178番1地先まで | 前 | 5.0 ～ 6.0 | 10.0 | " |
| | | | 後 | 8.0 ～ 9.0 | 10.0 | |
| " | " | 阿蘇市波野大字中江字山ノ上 1265番1地先から 同所 同字 1265番1地先まで | 前 | 6.0 ～ 9.0 | 10.0 | " |
| | | | 後 | 9.0 ～ 12.0 | 10.0 | |
| " | 小地野 永谷線 | 阿蘇市波野大字波野字池鶴 1759番地先から 同所 同字 1748番10地先まで | 前 | 5.0 ～ 9.0 | 117.1 | " |
| | | | 後 | 6.5 ～ 26.5 | 117.1 | |

| | | | | | | |
|----------|--------------|---------------------|---|-------------------|------|-------|
| 一般 県道 | 内 牧 坂 梨 線 | 阿蘇市一の宮町北坂梨丸山 同 所 | 前 | 11.0 ～ 13.0 | 14.0 | 災 補 道 |
| | | | 後 | 16.0 ～ 24.0 | 14.0 | |

2 区域変更する期日 平成 17 年 3 月 2 日

熊本県告示第 227 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 17 年 3 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 解除に係る保安林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町芋生字黒猪 1582 の 2（次の図に示す部分に限る。）、1582 の 97、1582 の 98
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第 155 号

県営苓北地区（鴨田工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成 17 年 3 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 156 号

県営苓北地区（小松 2 工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成 17 年 3 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 157 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。
平成 17 年 3 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
人吉市東間上町字下都留 2822 番 1、同 2823 番 1、同 2824 番、同 2825 番 1、同 2826 番 1、同 2827 番 1、同 2828 番、同 2829 番、同 2830 番 1、同 2831 番 1、同 2834 番 1、同 2835 番 1、同 2836 番 1、同字前田 2861 番、同 2862 番、同 2864 番 1、同 2865 番 1、同 2866 番 1、同 2866 番 2、同 2867 番 1、同 2868 番 1、同 2869 番、同 2870 番、同 2871 番、同 2872 番 1、同 2873 番 1、同 2874 番、同 2885 番 2、同 2889 番、同 2890 番及び同 2891 番
27,668.98 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
人吉市中青井田字下青井田 369 番 1
岩下兄弟株式会社

熊本県公告第 158 号

県営羊角湾周辺地区（内の原 A 工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成 17 年 3 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 159 号

県営羊角湾周辺地区（内の原 B 工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。